

**「第3次青森県障害者計画（案）」（2019年3月改訂）の  
第1回青森県障害者施策推進協議会時点（素案）からの変更点**

## II 総論

### 1 障害者の現状と障害者を取り巻く環境の変化

#### (1) 障害者数の状況

##### ○ 「④重症心身障害児（者）」を新設し以下の記述を記載（P10）

- ・ 本県における重症心身障害児（者）については、2017（平成29）年11月1日現在で18歳以上が373人、18歳未満が108人となっています。（以上について図表16として掲載。）

なお、重症心身障害児（者）については、判断基準を国が明確に示していませんが、「大島の分類」という方法で判断することが一般的とされており、当該分類に該当すると判断される「身体障害者手帳の肢体不自由（下肢1級、体幹1・2級）又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能1級）を所持し、愛護手帳（療育手帳）の重度（A）を所持する者」についての状況となります。

※ 第1回協議会における委員意見に基づき追加

#### (4) 障害者の雇用状況

##### ○ 「法定雇用率」に関する注記の修正・移動（P15）

- ・ 「6 雇用・就業の促進」の54ページにあった「法定雇用率」に関する注記を表形式に修正した上で、15ページに注記4として移動。（次ページ以降の注記の番号は繰下げ。）

※ 部内再整理により修正（15ページが初出となるため。）

##### ○ 民間企業における法定雇用率に係る以下の下線部を修正（P15）

- ・ 法定雇用率が適用される民間企業の本県における2017（平成29）年の障害者の実雇用率（※実雇用者数に占める障害者の割合）は2.06%で、当時の法定雇用率2.0%を達成しています。

【参考：素案における記載内容】

法定雇用率が適用される民間企業の本県における2017（平成29）年の障害者の実雇用率（※実雇用者数に占める障害者の割合）は2.06%で、法定雇用率（2013（平成25）年4月からは2.0%、2018（平成30）年4月からは2.2%）を達成しています。

※ 部内再整理により修正

### ○ 地方公共団体における法定雇用率に係る以下の記述を追加記載（P 15）

- ・ なお、法定雇用率が適用される地方公共団体について、2017（平成 29）年の青森県知事部局及びその他の青森県機関における障害者の実雇用率はそれぞれ 2.21%、2.1%で、当時の法定雇用率 2.3%を下回っています。同様に、青森県教育委員会では 1.59%で法定雇用率 2.2%を下回っているほか、市町村（教育委員会含む）でも 1.84%で当時の法定雇用率 2.3%を下回っています。

※ 第 1 回協議会における委員意見に基づき追加

### ○ 図表 27 として地方公共団体における障害者数及び実雇用率の推移を追加（P 17）

- ・ 青森県知事部局における障害者数及び雇用率について、平成 25 年の 92.0 人及び 2.42%から平成 29 年には 88.0 人及び 2.21%となった。
- ・ その他の都道府県機関における障害者数及び雇用率について、平成 25 年の 20.5 人及び 2.01%から平成 29 年には 23.0 人及び 2.1%となった。
- ・ 青森県教育委員会における障害者数及び雇用率について、平成 25 年の 157.5 人及び 1.84%から平成 29 年には 149.0 人及び 1.59%となった。
- ・ 市町村の機関における障害者数及び雇用率について、平成 25 年の 309.0 人及び 2.14%から平成 29 年には 300.5 人及び 1.84%となった。

※ 第 1 回協議会における委員意見に基づき追加

## III 各論

### 2 生活支援の充実

#### (1) 障害者の権利擁護の推進

##### ③福祉サービスの向上

### ○ 以下の下線部を追加（P 27）

- ・ 第三者評価機関(※12)が専門的・客観的な立場からサービスの評価を行い、福祉サービスの質を向上させ、利用者に良質で適切なサービスを提供できるよう、制度の適切な運営の確保を図ります。併せて、評価結果を公表し、利用者の選択に資する情報提供を行います。

※ 県社会福祉協議会からの意見に基づき追加

（第三者評価事業は、サービス質の向上と利用者の選択に資することの 2つの観点から事業趣旨であることに加えて、前頁（P 26）前文の現状認識の文章に「障害者が各種サービスを安心して利用できる環境を整える必要があります。」と記載されており、その手立てとなる事項であるため。）

#### (2) 障害者の権利擁護の推進

### ○ 障害者差別解消法等に関する以下の記載を追加（P 28）

- ・ 障害を理由とする差別を防止するため、国や市町村、関係団体と連携を図り、障害者差別解消法及び障害者差別相談窓口の普及啓発に努めます。

※ 部内再整理により追加

### 3 生活環境の充実

#### (4) 防災・防犯・交通安全対策の推進

##### ○ DPAT 及び DCAT に関する以下の記載を追加（P 43）

- ・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）が効果的に活動できるよう、チーム数の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）等との合同訓練の実施等により、障害者支援に係る保健医療活動チームが連携した支援体制の強化に取り組みます。
- ・ 災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCAT）のチーム員の養成を行います。

※）災害派遣精神医療チーム（DPAT）：Disaster Psychiatric Assistance Team の略称。災害発生時における精神保健医療機能の一時的な低下や、災害ストレスに対応するため、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う医療チームのこと。

※）災害派遣医療チーム（DMAT）：Disaster Medical Assistance Team の略称。被災者の命を守るため、災害発生直後の急性期に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療活動を行う医療チームのこと。

※）災害福祉支援チーム（DCAT）：Disaster Care Assistance Team の略称。福祉・介護等の専門職員等により構成され、避難所において、避難者の福祉ニーズ把握、要配慮者のスクリーニング、要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援等を行う。

※ 部内再整理により追加

### 4 保健・医療の充実

#### ④こころの健康づくりの推進

##### ○ ゲートキーパーに関する以下の記載を追加（P 47）

- ・ 職場における精神保健相談体制の充実を図ります。また、本県は、全国平均に比べて自殺死亡率が高いことから自殺者の減少を図るため、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成するとともに、幅広い自殺対策教育や研修等を実施します。

※）ゲートキーパー：自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞くことで、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人材。

※ 部内再整理により追加

#### ⑥こころの健康づくりの推進

##### ○ 認知症サポーターに関する以下の記載を追加（P 47）

- ・ 認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアである認知症サポーターの養成を図ります。

※ 部内再整理により追加

## 6 雇用・就業の促進

### (1) 雇用の促進と職場定着

#### ① 障害者の雇用促進

##### ○ 県の取り組みに関する以下の記載を追加（P54）

- ・ また、県でも「身体障害者を対象とした職員採用選考試験」の募集人数の拡大や、非常勤職員採用試験への障害者採用枠の設置などにより、法定雇用率の達成をめざします。

※ 第1回協議会における委員意見に基づき追加

## 7 情報バリアフリー化の推進

### (2) 視覚、聴覚障害者の日常生活意思疎通支援

#### ○ 以下のとおり修正（P58）

- ・ 手話通訳者、要約筆記者や点訳奉仕員、朗読奉仕員などの養成研修会を拡充し、障害者の日常生活における意思疎通の充実に図ります。

【参考：素案における記載内容】

視覚、聴覚障害者の日常生活意思疎通支援に向けて、手話通訳者、要約筆記者や点訳奉仕員、朗読奉仕員などの養成研修会を拡充し、障害者の日常生活における情報提供の充実に図ります。

※ 部内再整理により追加

#### ○ 以下の下線部を追加・修正（P58）

- ・ 地域における聴覚障害者の円滑なコミュニケーション支援に向け、手話通訳者及び要約筆記者を養成し、聴覚障害者の日常生活における意思疎通の充実に図ります。
- ・ 地域における視覚障害者の円滑なコミュニケーション支援に向け、点訳・朗読奉仕員を養成し、視覚障害者の日常生活における意思疎通の充実に図ります。

※ 部内再整理により追加

## 8 スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

### (現状と課題)

#### ○ 以下の下線部を追加（P59）

- ・ このため、スポーツ指導員等の養成・確保を行うほか、障害者のための各種スポーツ行事の機会を増やすなど、国際的協調の視点も勘案しつつ、2025（平成37）年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を見据え、障害者のスポーツ、芸術・文化活動への参加機会の拡大を図ります

※ 部内再整理により追加

① 障害者スポーツ指導員の養成・活用

○ 以下の下線部を追加・修正（P 6 0）

- ・ 障害に応じた適切な指導ができる障害者スポーツ指導員を養成し、障害者のスポーツへの取組みを促進するとともに、障害者スポーツ関係団体の育成を進め、障害者スポーツ人口の拡大を図ります。

※ 第1回協議会における委員意見に基づき追加

② 障害者のスポーツ活動への参加機会の拡大

○ 以下の内容のとおり修正（P 6 0）

- ・ 障害者の各種スポーツ大会の開催や全国大会等への派遣を行い、種目・参加選手数の拡大を図るほか、スポーツ教室を開催するとともに、手話通訳者、要約筆記者の派遣や、点字や録音での記録等の充実を図り、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。

【参考：素案における記載内容】

（障害者の各種スポーツ大会の開催や全国大会等への派遣を行うとともに、種目・参加選手数の拡大を図ります。  
また、スポーツ教室の開催によりスポーツ活動への参加を促進します。）

※ 第1回協議会における委員意見に基づき追加

③ 障害者の文化・芸術活動への参加機会の拡大

○ 以下の下線部を修正（P 6 0）

- ・ 文化・芸術活動の振興や拠点整備の推進により、障害者のレクリエーションの振興を図るとともに、文化講演会等における手話通訳者、要約筆記者の派遣や、点字や録音での記録等の充実を図り、障害者の文化活動への参加を促進します。

※ 第1回協議会における委員意見に基づき追加